

インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会第5回議事要旨
(案)

1, 日時 平成20年4月2日(水) 14:00~16:00

2, 場所 総務省9階第3特別会議室

3, 出席者 (敬称略)

(構成員)

五十嵐 善夫、岡村 久道、加藤 秀次、岸原 孝昌、木村 たまた、桑子 博行、小泉 文明、国分 明男、小林 洋子、斎藤 誠、坂田 紳一郎、関 聡司、高橋 信行、高橋 正夫、竹之内 剛、立石 聡明、田野 弘、長田 三紀、井上 恵悟(中山構成員代理)、長谷部 恭男、春田 真、平澤 弘樹、別所 直哉、堀部 政男、松山 隆司、丸橋 透、山口 英、吉川 誠司

(オブザーバー)

内閣官房IT担当室内閣参事官、内閣府政策統括官付参事官(青少年育成担当)、警察庁情報技術犯罪対策課長、経済産業省情報経済課長、文部科学省青少年課長

(総務省)

寺崎総合通信基盤局長、武内電気通信事業部長、安藤総合通信基盤局総務課長、谷脇事業政策課長、黒瀬データ通信課長、二宮消費者行政課長、吉田消費者行政課企画官、岡村消費者行政課長補佐、内藤消費者行政課長補佐、石井消費者行政課長補佐

4, 議事

(1) 開会

(2) 議題について

(i) 高校生及び保護者のインターネットに関する意識について

高橋 正夫 (社)全国高等学校PTA連合会 会長

(ii) 違法・有害情報を検出するための技術開発について

木俵 豊 独立行政法人情報通信研究機構 知識処理グループ グループリーダー

(iii) インターネットコンテンツのレーティングについて

小泉 雄介 (財)インターネット協会／(株)NEC総研 調査グループ 情報社会研究チーム 専任研究員

(iv) 中間取りまとめ骨子(案)について(事務局)

(3) 閉会

5. 議事概要

(1) 開会

(2) 議題について

(i) 高校生及び保護者のインターネットに関する意識について

資料2に基づき、(社)全国高等学校PTA連合会高橋正夫会長より説明。その後、以下のやりとり。

○ 教師を対象とした同様のアンケートは実施していないのか。教師を対象とする研修を行ってきた経験から、教師の多くは十分なITリテラシーを備えていないというのが私の観測。こうした実態について、全国高等学校PTA連合会として把握はできないのか。

→ 基本的に教師の方が保護者よりもインターネットについて詳しいと認識してきたのだが、教師を対象とした調査も行うことは可能である。

○ 私も教師向けのセミナーの講師を行う機会があるが、教師の間でも知識レベルに相当の差があると感じている。生徒だけでなく、教師のリテラシー向上というのも重要な課題。

(ii) 違法・有害情報を検出するための技術開発について

資料3に基づき、情報通信研究機構知識処理グループ木俵豊グループリーダーより説明。その後、以下のやりとり。

○ これはいつ頃実現する予定か。

→ 開発された技術から随時提供していきたいと考えているが、全体としては資料3のP8にあるように、3年で一定の成果を出したい。

○ 技術開発の支援だけでなく、その技術を実社会でどう活用していくかという点についても、別途検討する場を設ける必要があるのではないか。

→ 開発した技術を実際に提供する段階においては、我々だけでは力不足と認識している。開発された検知技術の中身によっては、他社との差別化を図っている各事業者固有の技術を一般化してしまいかねないという懸念もあり、開発された技術を各事業者においてどう活用していただき、どう社会に役立てていただくかという点をご議論いただければ、我々としても助かる。

(iii) インターネットコンテンツのレイティングについて

資料4に基づき（財）インターネット協会／（株）NEC総研調査グループ情報社会研究チーム小泉雄介専任研究員より説明。その後、以下のやりとり。

- Safety Online 3 のような基準策定においては、機動的な対応が求められるところであるが、これを策定した際の手続やその規模はどのようなものか。また、今後の見直しのために、常設の検討機関はあるのか。
- P18にある「レイティングフィルタリング連絡協議会研究会」及びその下に設置したWGで1年間検討し、策定した。常設の機関は設けていないが、インターネット環境の変化に応じて改訂も検討していきたい。
- P10にある韓国の取組は、インターネット全般を対象としたものか、それとも携帯電話に特化した取組か。また、P9にあるイギリスの取組の中で、年齢認証は具体的にどのような方法で行われるのか。
- 韓国の取組はインターネット全般を対象とした枠組みとなっている。イギリスについては、例えばポータフォンでは、18歳未満閲覧禁止のコンテンツへのアクセス制限がデフォルトオンで提供されており、それを解除するためには、クレジット情報の登録や販売店に赴いての18歳以上であることの証明が求められる。

(iv) 中間取りまとめ骨子（案）について

- (P28 5 (1) 2)) 青少年保護が中心ということで、PTAの方から先ほどあったように、一番の問題点は、何かおこった場合の事後的救済はどうしたらよいのか、また、トラブルの未然の防止のためにどうしたらよいのかが、保護者、学校で分からないことが不安を倍加させ、問題を複雑にしている。政府として、これまでの取組をまとめたような分かりやすいサイト等で周知するなどすることが必要。

また、法律で新たに規制する場合には、既にある法律が実効的に機能しているのかを検証した上で、制度的なものが必要か検討を行うべき。

- 関係省庁とどういった取組ができるかを相談していきたい。また、中間取りまとめのなかでも何らかの記述を考えたい。
- これまでは、フィルタリングの画一性、非選択性などが議論の中心となっており、既存契約者に対する適用時期については、あまり議論されてこなかった。p6の表は、昨年の大臣要請を受けて、現状の取組の中で最短でできるものをまとめたもの。実際は、受付の際に必ず意思確認を実施し、記入がない場合は受付し直す、ホワイトリストは主に小学生、ブラックリストは主に中・高生を念頭におくなど、現場の運用でカバーしている。夏に適用させるとあるが、今のペースでいくと混乱する可能性がある。報告書を受けて必要となる準備が整ってから、適用していきたいと考えている

が、意見をお聞きしたい。

- p 26に原則適用の時期について一部明記されている。一つは、第三者機関が認定したリストを反映した時期となるが、ユーザ選択についてもある程度合わせていくことが望ましいのでは。この2つがそろると、現状のフィルタリングの仕組みが改善されるのが分かり易い。多少時期がずれるとしても、いつまでに対応できるのか、ユーザ側に明示できる時期に適用していただきたい。
- 4点ほどある。①（p 8あたり）すべてを完全に実施すると、社会コストが増大するため、青少年保護の観点からだけでなく、産業政策の観点からも検討していくべきである。②紛争が起こった場合の解決策として、政府外におけるADRを含めた対応も中間報告に入れるべき。③コンテンツは国外からも流入するにも関わらず、国際性をどのように考えていくのかについて言及がないので、中・長期的には考えていくべき。④海外から検閲と見られないようにするためにも、公権力による検閲ではないことを「はじめに」で明示すべき。
- 重要なご指摘だが、最終取りまとめで反映した方が良いこともあるかと思う。今回は、携帯電話等等のフィルタリングに絞って取りまとめたい。
- （p 26）カスタマイズ機能を提供する場合にかかる費用について、携帯電話事業者、コンテンツ事業者、携帯を開発しているメーカー、消費者の間の費用分担の在り方について検討するべきである。
- ①これまで各構成員から指摘された各問題点に対して、改善の方向性が示されており全体として良い内容となっている。しかし、改善の時期が示されておらず、施策が妥当なのか評価できないため、時期の明記をお願いしたい。②（p 7, 8）広範性の改善に関する十分な記述がなく、有効な解決策を示せていない。原則化されるのがホワイトリスト方式からブラックリスト方式に変更になったとしても、ブラックリスト方式の「広範性」の問題は残るため、提案だが、コミュニケーションサイトをブロックから外してはどうか。これとは別に、例えば、親がアクセス履歴を確認できるサービスを提供するなどして、利用者責任を果たせる支援を行うことが、社会的コストの低下にもつながる。③第三者機関の性格付けだが、この報告書ではフィルタリングと直接結びつけているが、認定をするまでの費用・期間等の各種の問題を考えると、大幅にブロックされる状況はそれほど改善されない。むしろ、認定サイトについてはベストプラクティスとして推奨するものと位置づけた方が良い。また、フィルタリングからの解除と結びつけるのではなく、利用者責任原則を支援するための啓発活動等を主として行ったほうが良い。④（p 19、p 22）フィルタリングの設定

には、親権者に十分説明をして、意思確認を徹底することが必要であることを明確にすべき。⑤（p 17）ブラックリスト方式においても、特にコミュニケーションサイトにおいては、制限対象が広範であること明確に記述すべき。

- 大臣要請に至った現状を直視すべき。青少年保護を中心に据えるべきであり、コンテンツ振興と秤にかけられるべきではない。（p 23）コンテンツ事業者の責任が記載されているが、実効性の点で危惧がある。罰則など担保するものがなければ、あまり期待できない。学校等での教育については、コマ数の増加、土曜日の使い方、教師の育成などについて文部科学省の方で配慮していただければと思う。
- 携帯電話事業者の gateway を通じてしかアクセスを許可しないサイトについては、発見が難しい。フィルタリングの精度を上げていくためにも、gateway を突破する仕組みなど検討が必要。また、性能の向上のためには、URL ベースに加えて、ワードを解析したフィルタリングが重要となる。カスタマイズ機能には、かなりのコストがかかるため、フィルタリング自体の性能向上に投資をしても良いのではないかと考えている。従って、選択肢が広がる書きぶりをお願いしたい。（p 20、21の図について）第三者機関はコミュニティサイトのみを対象としたものではなく、全体を意識した図と理解してよいか。フィルタリングリスト会社の責任としては、第三者機関が提示したリストを採用することではないか。
- gateway の話については、報告書に盛り込んでいきたい。第三者機関とフィルタリングリスト会社との関係は、第三者機関がどこまで担えるか次第。第三者機関が基準自体を示すことができれば、透明化という表現ではなくなるかと思う。
- 第三者機関は複数設けられるものか。また、携帯電話事業者が自己規制部門の一部として組織内に設立することも許容すると考えているのか。
- 本検討会の中では一般論として記載している。現在、第三者機関設立動きとしては、①モバイルコンテンツに関するもの、②IT全体に関するものがあり、調整を図りつつ進めていくもの。説明する機会があれば時間を設けたい。
- （p 13）第三者機関と国の関わり方について、国からは完全に独立しているべきであり、書き分けていただきたい。（p 14について）本来は、非商用についても視野に入れるべきであり、記載の順序を変えていただきたい。
- 他にも意見があるかと思うので、1週間以内に事務局に文書で提出していただきたい。各意見も踏まえながら、次回に中間取りまとめを取りまと

めることとしたい。

(vi) 次回会合は4月25日(金) 14:00~16:00の予定。

(3) 閉会

(以上)